

# 特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)(案)の概要

総務部税政課

## (1) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

## (2)項目一覧

### I 基本情報

(別添1)事務の内容

### II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

### IV その他のリスク対策

### V 開示請求、問合せ

### VI 評価実施手続

(別添3)変更箇所

### (3) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び使用するシステム

- |           |   |
|-----------|---|
| ①事務の名称    | 県税賦課徴収事務  |
| ②事務の内容    | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 地方税法、滋賀県税条例等に基づき、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の事務を行う。</li><li>▶ 特定個人情報は、納税義務者から提出される申告書等や住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム等から入手し、税務総合システムで管理する。</li><li>▶ 税務総合システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理し、別途一意に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能や収納管理機能等と連携して活用する。</li></ul> |
| ③対象人数     | 30万人以上  |
| ④使用するシステム | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 税務総合システム</li><li>▶ 住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>▶ 国税連携システム</li><li>▶ 統合宛名システム</li><li>▶ 中間サーバ</li></ul>   |

## (4) 特定個人情報ファイルの概要

- 特定個人情報ファイル名 税務総合システムファイル
- 対象となる本人の数 10万人以上100万人未満
- 対象となる本人の範囲 県税の納税義務者および課税調査対象者
- 記録される項目 県税賦課徴収事務に必要な項目(全981項目)
- 保有開始日 平成28年1月1日

## (5) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

- ① 特定個人情報の入手
  - 納税義務者から窓口で申告書等の提出を受ける際に、個人番号カードもしくは通知カードと身分証明書の提示を受け、本人確認を厳格に行う。
  - 国税連携システムによる情報の入手は、eLTAX(地方税ポータルセンタ)からの受信のみに限定されている。
- ② 特定個人情報の使用
  - 生体認証によるログイン認証とし、いわゆる「なりすまし」を防止するとともに、職員の職責に応じたアクセス権限を設定することで、不正な利用を防止する。
- ③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
  - 委託先には業務従事者名簿を書面にて提出させ、特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定するとともに、秘密保持誓約書を提出させる。
  - 個人情報取扱特記事項により特定個人情報ファイルの厳格な取扱いを求める。
- ④ 特定個人情報の提供・移転
  - 提供を行う者の名称等、必要な項目を記録し、提供にあたっては、紙媒体またはパスワードを設定した電子媒体以外は使用しないこととする。
- ⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続
  - 認証制度によりアクセスできる職員を限定するとともに、番号法上認められた情報連携以外の照会ができない仕組みとなっている。
- ⑥ 特定個人情報の保管・消去
  - 【保管】生体認証により入退室者の管理がされた施設のサーバ内に保管し、外部からの不正アクセスはできない仕組みの構築等、徹底した物理的対策および技術的対策を行う。
  - 【消去】保管期間経過等により、不要と判断した特定個人情報については復元できないよう完全に消去する。

## (6)その他のリスク対策

### ➤ 監査

番号制度主管課と連携し、また、必要に応じ個人情報保護担当部署と協議の上、県税賦課徴収事務を行う全所属を対象とした内部監査を年1回実施し、結果を踏まえ必要に応じて規定や体制を改善する。

### ➤ 従業者に対する教育・啓発

特定個人情報の取扱いに関して、定期的に文書で通知することで周知徹底を図り、税務総合システムの操作研修や担当者会議等、税務職員が集まる場において随時、教育・啓発する。

## (7)開示請求、問合せ

### ➤ 請求先

総合企画部県民活動生活課県民情報室

総務部税政課

### ➤ 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先

総務部税政課

## (8) 評価実施手続

- 基礎項目評価については、令和5年9月20日に再評価を実施済みであり、しきい値判断の結果、基礎項目評価および全項目評価の実施が義務付けられる。
- 県民からの意見の聴取については、令和5年10月1日(日)～令和5年10月31日(火)の間に、県民政策コメント制度に準じて実施する。